

## ⑭ 環境委員会規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑭項の環境委員会について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、公益財団法人日本オリンピック委員会が進める「スポーツ環境保全活動」を受けて、本会が展開する卓球事業を通じて、環境保全を実現させ、本会会員へ環境保全の意識高揚と実践活動を展開する。

### (基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 環境保全基本理念および行動指針の策定
- 2) 本会が主催する行事における環境保全活動を実践・指導
- 3) 加盟団体の環境保全活動の支援
- 4) 公益財団法人日本オリンピック委員会の環境保全活動の協力
- 5) 関連テーマに関するセミナーの促進

### (構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 若干名

### (委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

### (活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を位置づけ、本委員会と連絡を密にする。

### (活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

## 環 境 方 針

公益財団法人 日本卓球協会

### 環境保全基本理念

公益財団法人日本卓球協会（JTТА）は、公益財団法人日本オリンピック委員会が推進する「地球環境保全活動」に準じ、本会の事業に関連して、各分野での活動において環境保全の啓蒙と実践を最重要課題の一つとして積極的に展開する。

### 行 動 指 針

「帰るときは、来たときよりも美しく」、「資源を有効に活用しよう」を２大テーマにして、本会の活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境保全のための継続可能な活動を推進する。

そのために、本会は次に掲げるテーマを環境保全の重点項目として取り組む。

1. 各競技会における紙の有効活用など省資源を推進する。
2. 郵便物を利用する連絡手段から、ファックス利用、更にEメールの利用とペーパーレスを積極的に推進する。
3. 事務局内におけるゴミの分別収集を徹底する。
4. 競技会場と連絡を密にして、ゴミの分別収集の徹底に協力する。
5. 競技会場への交通手段は極力公共交通手段を利用するよう促す。
6. 選手・役員に環境保全の実践について啓発活動を推進し協力を呼びかける。
7. 本環境方針を全会員に周知するとともに、一般の人にも開示する。